

節を訪問應接の申込みをなしたるも拒絶された。次いで翌十四日に至り六名の交渉委員は同日夕刻同社を訪問して同社の督促をなしたるが、本社より指令なしとて遂に接衝開始に至らなかつたので、同日争議協本部に緊急幹部會を開き十六日夜戸畑申公會室に争議協部長衣渡説實を随伴會社幹部を決定するに至つたのである。

一方争議協に在りては十二日夜東京本社より庶務係長小坂宗一並に神戸工場長吉田俊郎の兩氏來社し、警察當局を訪問して今此争議は早なる初議にして争議と見做さす後急務長臥染の上懇談的に解決するの希望を述べるところありしも、争議協側の態度強硬なる爲更に本社の指示を待つて警處することとなつたのである。この間會社では山田堀工場長が病氣入院の爲右神戸工場長を戸畑工場長に轉任せしむ

ることとなつたのである。かくて會社側では初工場長を中心に本社の指揮を仰つて極々對策協議の結果、争議協側との直接接衝を避り所神戸争議協部長の斡旋を依頼することとし、越えて十八日朝安永係場に對する回答案を提示して同社長に調停一任を申出たのである。依つて署長は争議協側の意圖をも確めた上同日正午より警察署樓上に労資双方の代表者を招致して調停の結果、一時悪化を免へられた本争議も労資双方の譲歩に依り紛糾を免すして左記の如く調停決を台げ同夜争議協を解散し十八日(十七日は日曜)より就業することとなつた。

十三、解決條件

要求案に對する解決條件次の通

- 1、日給を年功、技術、勤怠を考査して一日取低指針より指五